

午後1時30分開会

【事務局（陰山都市計画課長）】 まだお見えになっていない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただ今から第221回東京都都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の出席状況につきましては、委員の2分の1以上という定足数を満たしていることを御報告いたします。

では、お手元に第221回東京都都市計画審議会資料一覧をお配りしてございますので、御確認をお願いいたします。

初めに、A4横1枚の「議案一覧表」でございます。

次に、薄茶色表紙の冊子、「議案・資料」。

続きまして、青色表紙の「議案・資料 別冊 委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」。

次に、クリーム色の表紙の「意見書の要旨」。

次に、藤色表紙の「都市計画（素案）赤坂二丁目地区」。

次に、さくら色表紙の「都市計画（素案）歌舞伎町一丁目地区」。

本日お配りいたしました資料は以上でございます。

続きまして、本日の日程についてでございます。恐れ入りますが、「議案一覧表」を御覧ください。議事日程は、日程第1から日程第5まで合計7件ございまして、最後の日程第5につきましては、意見聴取事項、その他は全て議決案件でございます。

それでは、加藤会長、よろしく願いいたします。

【加藤会長】 委員の皆様方には、本日は御多忙のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の審議会は、当審議会運営規則第11条に基づきまして、会議を公開で行いますので、傍聴者及び報道関係者の入室を認めております。御了承願います。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。当審議会の会議を傍聴する際は、お手元に配付しております「傍聴にあたっての注意事項」を厳守されるようお願いいたします。

次に、委員の異動につきまして御報告いたします。お手元の青色の表紙の「議案・資料 別冊 委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」をお開き願います。

1ページに委員の異動報告を記載してございます。

新しく委員になられました方を御紹介申し上げます。

議席番号20番、町田市議会議長、若林章喜委員でございます。本日は御都合により欠席する旨の御連絡を事前に頂いております。

なお、委員の議席につきましては、当審議会運営規則第4条に基づきまして、2ページに記載しております委員名簿の議席番号のとおりといたしますので、御了承願います。

本審議会におきましては、限られた時間の中で十分に御審議をいただきたいと存じますので、議事の進行等につきまして御協力をお願いいたします。

説明幹事等に申し上げます。各案件の説明及び答弁に当たりましては、簡潔に、かつ要領よく行うようお願いいたします。

また、委員の皆様方におかれましても、御質問、御意見は付議案件について簡明にさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。なお、御発言の際は議席番号をお示しくださるよう、お願いいたします。

【加藤会長】 初めに、日程第1といたしまして、議第7362号及び議第7363号を一括して議題に供します。

久保田幹事の説明を求めます。

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 日程第1、議第7362号、東京都市計画都市再生特別地区「赤坂二丁目地区」について、御説明いたします。

資料はお手元の薄茶色表紙「議案・資料」9ページから26ページまでございます。あわせて、資料別冊、藤色表紙「都市計画（素案）赤坂二丁目地区」も御参照ください。

今回の変更は、国家戦略特別区域法に基づき、東京都の都市計画審議会に付議されたもので、事業主体は森トラスト株式会社でございます。

「議案・資料」12ページの位置図と併せてモニターを御覧ください。

本地区は、東京メトロ溜池山王駅に近接した約2.0ヘクタールの区域です。また、特定都市再生緊急整備地域である東京都心・臨海地域内に位置しております。

「議案・資料」16ページの参考図1と併せて、モニターを御覧ください。

本計画は、国際競争力を高める文化発信・観光支援機能の導入や、歩行者ネットワークの強化など、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に沿うものであり、かつ、都市再生の効果が高いものとなっております。具体的な都市再生の貢献内容につきましては、主

なものとして、観光振興への寄与を目的とした歴史・文化発信施設を約2,000平方メートル、訪日外国人の滞在施設として、国際水準のホテル及びサービスアパートメントを合わせて約1万8,500平方メートル整備いたします。

また、計画地の東西を結ぶ歩行者動線は、高低差も大きく、地域の課題であることから、溜池山王駅連絡通路とも接続するバリアフリーにも配慮した歩行者ネットワークを整備いたします。電線類の地中化は、区域内及び氷川神社を経て、東京ミッドタウンまでなどの約1.3キロメートルで実施いたします。

さらに、敷地内には既存の崖地形状を生かした大規模緑地約5,000平方メートルを整備いたします。

「議案・資料」13ページの計画図1と併せて、モニターを御覧ください。

都市再生特別地区の都市計画変更の内容について御説明いたします。

容積率につきましては、本計画の都市再生の貢献内容を適切に評価した上で、最高限度を1,150パーセントとし、一部を歴史文化発信施設や宿泊施設等といたします。高さの最高限度は、高層部を210メートルなどといたします。

「議案・資料」17ページの参考図2と併せて、モニターを御覧ください。完成予想図でございます。

参考として、国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特別区域会議から港区都市計画審議会へ、別途付議されております地区計画の決定について、御説明いたします。

「議案・資料」24ページの計画図2と併せて、モニターを御覧ください。

都市再生特別地区を定める地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、国際性・文化性豊かな魅力ある複合市街地の形成を図るため、地区計画を決定いたします。

なお、本案件につきまして、平成30年2月21日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

議第7362号の説明は以上です。

次に、議第7363号、東京都市計画都市再生特別地区「歌舞伎町一丁目地区」について、御説明いたします。

資料は、御手元の薄茶色表紙「議案・資料」27ページから43ページまででございます。あわせて資料別冊、さくら色表紙「都市計画（素案）歌舞伎町一丁目地区」も御参照ください。

今回の変更は、国家戦略特別区域法に基づき、東京都の都市計画審議会に付議されたもので、事業主体は株式会社東急レクリエーション及び東京急行電鉄株式会社でございます。

「議案・資料」 30 ページの位置図と併せて、モニターを御覧ください。

本地区は、西武新宿駅前通りとシネシティ広場との間に位置し、西武新宿線の西武新宿駅に近接する約0.6ヘクタールの区域です。また、特定都市再生緊急整備地域である新宿駅周辺地域内に位置しております。

「議案・資料」 33 ページの参考図1と併せて、モニターを御覧ください。

本計画は、国際競争力の強化に資する「まちの核となる新たな都市観光拠点の創出」と、「まちの回遊性とにぎわいを創出する都市観光インフラの整備」など、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に沿うものであり、かつ、都市再生の効果が高いものとなっております。

具体的な都市再生への貢献内容につきましては、多様な大衆娯楽文化を世界に発信する複合エンターテインメント施設として、約3,300平方メートルの劇場及び約3,200平方メートルのライブホールなどを整備いたします。また、グローバルツーリストの多様な滞在ニーズに対応する約3万3,000平方メートルの宿泊施設を整備いたします。

さらに、シネシティ広場に面して、屋外ビジョン及び屋外ステージを整備することにより、広場と施設とが一体となった屋外劇場的都市空間を形成し、にぎわいを創出いたします。

基盤整備といたしまして、空港連絡バスルート確保のため、新宿職業安定所前交差点を改良するとともに、敷地内にバス乗降場を整備することとしております。

また、西武新宿駅前通りをリニューアルし、観光ルートにふさわしい良好なデザインへの改良と、セミフラット化などによるバリアフリー対応の整備もすることとしてございます。

「議案・資料」 31 ページの計画図と併せて、モニターを御覧ください。

都市再生特別地区の都市計画変更の内容について、御説明いたします。

容積率につきましては、本計画の都市再生への貢献内容を適切に評価した上で、最高限度を1,500パーセントとし、一部を文化発信施設及び宿泊施設といたします。高さの最高限度は、高層部を225メートルなどいたします。

「議案・資料」 34 ページの参考図2と併せて、モニターを御覧ください。完成予想図でございます。

参考といたしまして、国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特別区域会議から、新宿区都市計画審議会へ別途付議されております地区計画の変更について、御説明いたします。

「議案・資料」41ページの計画図2と併せて、モニターを御覧ください。

歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画の変更については、地区施設として歩道状空地と歩行者通路の追加などを行います。

なお、本件につきまして、平成30年2月21日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

日程第1の説明は、以上です。

【加藤会長】 幹事の説明が終了いたしました。

それでは、日程第1につきまして、御質問、御意見がございましたら、お伺いいたします。

保坂委員

【保坂委員】 私からは、議第7363号、都市計画都市再生特別地区「歌舞伎町一丁目地区」について、何点か質問させていただきます。

この計画は、歌舞伎町の持つポテンシャルを最大限に生かす、劇場や広場を中心に、映画、劇場などの大衆文化、娯楽をシンボルとするエンターテインメントシティ歌舞伎町再生を目指すと同時に、治安、地域経済、まちづくりなど、区の抱える行政課題への対応と一体となってまちづくりを進める、歌舞伎町ルネッサンス推進に大きく寄与するものと理解をいたしております。

その上で、国家戦略特区、都市再生緊急整備地域として、エンターテインメント性が強い新宿駅、新宿歌舞伎町という地に、情報文化、業務、娯楽機能に加えて、訪日外国人を強く意識した宿泊施設や商業施設、交通アクセスなど、多様性と国際競争力を兼ね備えた観光交流拠点を整備するという、この方針は新宿歌舞伎町の新たな時代を迎えるにふさわしいものであり、大いに期待をしております。

そこで、先の都市整備委員会の内容も踏まえた上で、2点、質問させていただきます。

まず、本計画が果たす役割として、歌舞伎町の拠点性、文化の発信力、これの更なる充実強化により、世界のエンターテインメントシティ歌舞伎町となるため、核となる都市観光拠点の創出、まちの回遊性とにぎわいを創出する都市観光インフラの整備などが挙げられております。ここで挙げられております回遊性やにぎわいを創出するためには、施設からも界隈の文化観光情報を発信していくなど、施設と界隈との積極的な連携が重要になる

と考えますが、都の見解を伺います。

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 本計画では、まちの核となる新たな都市観光拠点を創出することとしており、事業者である東急レクリエーション及び東京急行電鉄が新たに創出するまちづくり団体が、既存のエリアマネジメント組織でございます歌舞伎町タウン・マネージメントとも連携をしながら、にぎわい創出や集客力を強化する地域活性化事業や情報発信事業などを展開していくこととしてございます。

具体的には、本計画で、シネシティ広場に面して整備をする屋外ビジョン及び屋外ステージがシネシティ広場と一体となって形成をされます屋外劇場的都市空間等を活用し、新たな文化の創造と発信を行うイベントやまちの魅力発信などによりまして、歌舞伎町エリア全体の活性化を図ってまいります。また、発災時の一層の避難支援に資する取組といたしまして、屋外ビジョンを活用した災害情報発信を行うこととしてございます。

【加藤会長】 保坂委員

【保坂委員】 歌舞伎町の中心的な施設となることを鑑みれば、ある程度の公共的な機能も必要ではないかと考えております。理想を言えば、界隈の文化観光情報を発信する観光センター的な機能もあってしかるべきではないでしょうか。実際、利用者に対してどういう形で界隈の情報を発信して回遊性を高めていくのかを考えますと、やはりシネシティ広場に面する屋外の大型ビジョンなども、界隈の文化観光情報を発信する重要なツールとして積極的に活用いただきたいと、都を初めとする関係者一同に要望して次の質問に入らせていただきます。

次に、交通アクセスについてお伺いします。

新宿駅の利用者以外に、新宿といえばバスや車の利用者も非常に多いエリアであります。そこで、今回、260台収容の駐車場が新たに整備され、職安通りから施設前を通る西武新宿駅前通りも再整備されるとのことであり、施設界隈の利便性が更に高まることが期待できるところであります。

一方、歌舞伎町は、観光バスの駐停車ができる場所が不足している地域でもあると認識しております。今回整備されるバス乗降場は、観光バスの駐車場ではなく、空港連絡バスの乗降場であると同っておりますが、都はこのバス乗降場の意義をどのように整理しているのか、見解を伺います。

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 歌舞伎町には既に2, 200室以上のホテル客室が存在しており、地元町会や商店街組合からも連絡空港バス乗降場の整備が求められています。本計画では、成田空港や羽田空港から歌舞伎町へダイレクトにつながる空港連絡バス乗降場の整備を行うこととしてございます。このバスルートが開通することによりまして、歌舞伎町を訪れる外国人観光客等の利便性が向上し、訪日観光に関する満足度の向上や新たな観光需要の創出が可能となると考えてございます。

なお、観光バスの路上駐車対策等につきましては、引き続き区において検討を行っていくというふうに聞いてございます。

【加藤会長】 保坂委員

【保坂委員】 空港連絡バス乗降場を整備する意義は理解をいたしました。残された観光バスの課題について、私の地元、台東区上野浅草でも長年にわたり同じ課題を抱えており、行政が苦慮しながらも昨年ようやく地域と連携して、観光バスの乗降場を分離したりと、でき得る対応はしておりますが、根本的な解決にはまだ至っておりません。

歌舞伎町においても、昨年3月より、歌舞伎町観光バス駐車場がオープンするなど、地元区が中心となって対策を進めていることは大変評価するところであります。今後更に来訪者の増加が見込まれる当該地区周辺での観光バス問題については、どういう形で対応できるかも重要なテーマでないかと考えております。地元の新宿区と共に課題を共有し、引き続き取組を進めていただくことを要望いたします。

最後に、2019年度着工、2022年度の完成に向けて、本計画が順調に進むことを願うと同時に、1日の駅乗降者数350万人と世界一の新宿駅、そして、東京へ訪れる訪日外国人の半数以上が訪れ、宿泊先もナンバーワンの新宿として、本計画がその核となる受け皿になっていただくことを強く求め、本計画に賛成を表明し、質問を終わります。

【白石委員】 議長、29番

【加藤会長】 白石委員

【白石委員】 私からも、赤坂二丁目地区及び歌舞伎町一丁目地区について質問したいというふうに思います。

港区赤坂二丁目地区では、文化発信や歩行者ネットワークの強化、外国人向けの滞在施設の整備、環境負荷低減などが評価をされて、特典として基準容積率から更に490パー

セントの容積が上乘せをされ、合計で1,150パーセントにまで容積緩和がなされるというものです。これにより、計画建物の最高高さは約210メートルとなり、オフィスを中心とした超高層ビルが建設されるという計画です。また、新宿区歌舞伎町一丁目地区においても、劇場や映画館など複合エンターテインメント施設やホテルなどの宿泊施設、そして環境負荷低減などが都市貢献として評価され、基準容積率から600パーセントが上乘せされ、合計で1,500パーセントとなります。それによって計画建物の最高高さは225メートル、エンターテインメント施設とホテルを中心とした超高層ビルが建設される計画となっております。

どちらの特区の案件も、CO₂の削減など環境負荷低減に貢献すると、このような評価がされております。

そこで、赤坂二丁目地区と歌舞伎町一丁目地区において、CO₂の総排出量は従前どのくらい排出されていたのか伺います。また、開発後はCO₂総排出量はどのくらい増加すると想定をされているのか、それぞれ伺いたいと思います。

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 従前の年間CO₂排出量につきましては、エネルギー実績が把握できるものについてお答えをいたします。

赤坂二丁目地区は、既に解体をされました赤坂ツインタワーが平成24年度の実績値で約6,200トン、NTT赤坂営業所等が平成26年度の実績値で約2,600トン、合計8,800トンでございます。歌舞伎町一丁目地区は既に解体をされましたグリーンプラザ新宿は不明でございますけれども、新宿東急ミラノがテナント退去前の平成21年度の実績値で約2,000トンでございます。

また、開発後の年間CO₂排出量につきましては、事業者の目標とした原単位に床面積を乗じるなどとした概算値でございますけれども、赤坂二丁目地区が約1万5,500トン、歌舞伎町一丁目地区が約7,600トンと想定してございます。

【加藤会長】 白石委員

【白石委員】 どちらの提案書でもCO₂排出量の削減がアピールをされております。今の答弁でも明らかなように、実態は赤坂二丁目地区では開発を通じて、年間で6,200トンものCO₂が増加をするという計算になります。つまり、従前よりも約1.7倍のCO₂が増加をするということです。新宿区歌舞伎町一丁目地区ではどうなるかと言えば、

答弁であったとおり、年間で5,600トン増加するということになります。従前の4倍近いCO₂が排出をされるというのが実態です。CO₂の削減どころかこれまでよりも大幅にCO₂が排出されるのが計画の実態だということが答弁でも明らかだと思います。

この増加分がどれほどの規模なのか。例えば、港区赤坂二丁目地区で年間6,200トンのCO₂の増加分を緑化によって吸収しようとするれば、緑化面積はおよそ700ヘクタール必要となる計算になります。この赤坂二丁目地区の開発だけで港区のおよそ3割以上の面積を緑にしなければ、増加分のCO₂を減らすことはできないということになります。今回の案件だけが突出をしてCO₂の増加が伴う計画だということではないということですので。例えば、昨年12月の第219回都市計画審議会で付議された野村不動産や東芝不動産などが提案した港区の芝浦一丁目地区の特区案件では、従前より年間で約2万トンのCO₂が増加するという計画でした。その増加分を緑化によって吸収しようとするれば、およそ2,000ヘクタール以上が必要だということになります。港区の総面積が大体約2,000ヘクタールですから、港区の全体の面積を緑にしなければ、この開発に伴うCO₂の増加分を吸収することはできないということになります。港区の赤坂と、そして今述べた芝浦のわずか2件の計画だけで、大体、渋谷区と目黒区を合わせた面積を緑にしなければ、この特区の開発でCO₂の増加分を減らすことはできないというふうなことになります。

赤坂二丁目も歌舞伎町一丁目のどちらの特区も、開発後は従前よりCO₂の総排出量が大幅に増加するということになることは明らかです。

東京都はCO₂が大幅に増加することについてどのような評価をしているのか、具体的に伺いたいと思います。

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 東京が将来にわたりまして持続的な発展を生み、活力あふれる都市としてあり続けるためには、経済成長を支える複数のビジネス・交流拠点の持続的な更新が不可欠でございまして、都市再生特別地区を活用し、優良で質の高い民間プロジェクトを積極的に誘導し、都市機能の更新を図っていく必要がございまして。都市再生特別地区の活用にあたりましては、最先端の環境技術を導入し、建物の熱負荷に対する性能及び設備の省エネルギー性能を最高水準にすることを、制度適用の条件としております。長期的な視点から、高度な省エネルギー性能を有する建物と併せて、緑豊かなオープンスペース等を

整備することなどの優良なプロジェクトを推進し、良質なストックを形成していくことは重要というふうに考えてございます。

【加藤会長】 白石委員

【白石委員】 私が質問をしたのは、CO₂の排出量がそれぞれ従前よりも1.7倍、4倍と大幅に増加をすることについて、都はどのように評価をしたのかという質問です。今、答弁されたのは、最先端の環境技術や最高水準の設備が導入されているかについて確認をしたということだけであって、質問にはまともに答えていないということになります。

もう少し掘り下げて質問したいと思います。都市再生特別地区の案件を都市計画審議会に付議するまでには、事業者からの提案について、都が評価するための審査会などが設置をされております。つまり、都として事前の審査体制が設けられているということになります。

まず、この審査会の役割について、説明をしていただきたいというふうに思います。

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 都市再生特別地区審査会は、幹部職員で構成をされてございまして、事業者からの都市再生特別地区の提案を受理するに当たり、提案内容の適切、妥当性を確認し、都市計画決定の必要性を判断しているところでございます。

【加藤会長】 白石委員

【白石委員】 つまり、都が設けている事前の審査会の役割というのは、事業者からの提案について本当に都市貢献となる計画なのかを具体的にチェックする場だということになります。また、事業者に対して直接質疑ができる仕組みも担保されているということですので。その上で、都市計画変更や決定の必要性、先ほど述べられた妥当性、適切化ということも事前に都として判断をして、受理するかどうかを審査するというのが審査会の役割だということなんです。

それでは、審査会などにおいて、CO₂の排出量について具体的に審査がされたのかという点。もう1点、それぞれの会議で使用した資料や事業者への質疑応答の内容などを残した会議メモなど記録は残っているか、併せて伺いたいと思います。

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 検討会等におきましては、先ほど答弁を申し上げましたけれども、長

期的な視点から、高度な省エネルギー性能を有する建物と併せて、緑豊かなオープンスペース等を整備するなどの優良なプロジェクトを推進し、良質なストックを形成していくことは重要であるという基本的な認識の下、本計画の内容について確認をしてございます。環境局などを含む関係局から成る検討会では、環境についても議論されておりまして、優良なプロジェクトとして手続を進めていくことを了承していただいているところでございます。

具体的には、都市開発諸制度の活用方針等も踏まえまして、コージェネレーションシステムの導入を含む省エネルギー化のほかに、再生可能エネルギーや地域冷暖房施設の導入などを含む環境負荷低減の取組について、自律・分散型エネルギーの導入による防災対応力強化などと併せて議論をしているところでございます。最終的に、審査会ではこれらの報告も受けて、本計画の内容について適切、妥当性を判断してございます。

【加藤会長】 白石委員

【白石委員】 具体的にちょっと答えてもらっしやらないので、私が言ったのは総排出量について、CO₂の排出量について審査がされましたかという点。それから、今検討会の話が出ましたが、検討会、審査会などにおいて会議のメモなどが残っているのかどうか、保存されているのかをお答えいただきたいと思います。

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 CO₂の排出量につきましては、その検討会等でしっかり確認をしているところでございます。それから、審査会等の会議資料、議事録等につきましては保存をしているところでございます。

【加藤会長】 白石委員

【白石委員】 確認をされていると、量の差であったりとか、そういうところは確認をしたと、しかし審査ではないということになると思います。要するに、審査対象になっていないということなんです。都内のCO₂の排出量というのは、この四半世紀で増加を続けています。その中でも、港区は、都内で最もCO₂を排出している区であるということです。この四半世紀で約2.5倍と、港区ではなっています。港区のCO₂の内訳を調べてみますと、発生源の7割が企業や法人からの排出となっております。つまり、今回提案されている巨大なオフィスビルの再開発などが、次から次へと環境面を無審査で通してしまえば、CO₂の増加に歯止めをかけることはできないということになります。

そもそも、地球温暖化をどのようにして抑制をしていくのかというところでは、世界規模で真剣に議論がされております。CO₂削減の取組が世界的に進められている下で、東京の都市計画の分野ではCO₂が倍増したり、増加、大幅に増加する提案について、審査の対象にすらしていないということは、世界一の都市を目指す都市としての資格が問われると強く指摘したいというふうに思います。

今回の質疑に当たり、改めて別の角度から新宿副都心建設の歴史を私も勉強させていただきましたが、そもそも西新宿の超高層ビル群のある旧淀橋浄水場地域は、官公庁やオフィスが都市部に集中するがゆえに、人口と交通が深刻なまでに過密した状況を解決するために、首都圏整備法に基づく首都圏整備計画の一環として計画された副都心です。その構想の出発点は、戦前の1930年代まで遡り、西新宿の超高層ビル群にはそれだけの歴史も計画もあったということを私は学びました。それでも、この地域、西新宿のこの超高層ビル群のこの地域を容積率1,000パーセントにして超高層ビル街にすることについては、当時、都市計画の専門家からも厳しい意見が寄せられるなど、副都心構想には歴史的な背景があるということも、私は学びました。

そこで、質問したいと思いますが、歌舞伎町一丁目地区の提案書には、新宿駅西口超高層ビル群と連担するスカイラインを形成すると、126ページ、見ていただければ書いてありますが、なぜ連担させる必要があるのか、具体的に伺いたいと思います。

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 東京都景観計画におきまして、都心・副都心など超高層建築物が群をなす地域では、地域全体としてまとまりのあるスカイラインや景観の形成を図るとしてございます。また、歌舞伎町シネシティ広場周辺地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針におきましては、建築物の高さは新宿駅周辺地域としての新宿の拠点性を象徴する景観の形成に配慮し、新宿駅周辺の建築物群と統一感のあるスカイラインにすることとしてございます。

これらを踏まえ、本計画建物の高さについては、新宿西口エリアの超高層ビル群と連担するスカイラインを形成することとしてございます。

【加藤会長】 白石委員

【白石委員】 つまり、今の答弁を簡単に言いますと、指針や景観計画に書いてあるからだということだと思います。しかし、連担すなわち区画をまたいで連なっていくという

論理がまかり通ることになれば、このビルの次は更にそれに連なる超高層ビルと、更に続く超高層ビルと、際限なくどれだけでも超高層ビルを建てていくことがまかり通るといような理屈になってしまいます。東京に乱開発を呼び込むような論理と言わざるを得ません。

新宿区内に超高層ビルを建てることについては、地元からも様々な意見が出されています。西新宿の超高層ビル群に新しくコクーンタワーという、今ありますが、繭の形の独特な超高層ビルを都市再生特別地区を使って建設をしようとした当時、地元新宿区の景観まちづくり審議会では、地区全体として高層ビルが建ってしまうのか懸念があるとか、それから、このコクーンタワーによって一般の市街地に突然高い建物が建つということは抑制をしていきたいというような議論が噴出をしており、採決では反対が6名も出て、東京都に環境への配慮などを求める付帯意見も出ております。歴史も計画もあつた西新宿の超高層ビル群と新宿駅の東口の歌舞伎町という繁華街につくる建物を連担させるのは、そもそも出発点の異なる区域の建物を無理やり結びつけようというものであつて、都市計画上、余りにも乱暴というふうに言わざるを得ないなというふうに思います。

次に、視点場を、なぜ文京シビックセンター展望ラウンジとしているのか、その理由を伺いたいと思います。また、歌舞伎町一丁目地区の景観についての資料では、それぞれの建物の高さの表示がされておられません。新宿センタービル、新宿アイランドタワー、住友不動産新宿グランドタワーの高さは、それぞれ何メートルなのか、その点についても具体的に伺いたいと思います。

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 新宿区が策定をいたしました新宿駅周辺地域まちづくりガイドラインや、新宿区景観形成ガイドラインでも、文京シビックセンター展望ラウンジからの写真が使われておまして、新宿の超高層ビル群のスカイラインを臨む視点場として一般的に活用がされてございます。本計画におきましても、大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度に基づく景観協議の中で、新宿駅周辺の建築物群と本計画建物とのスカイラインを確認する視点場として、事業者から文京シビックセンター展望ラウンジが提示をされ、支障がないと判断をしているところでございます。

それから、建物の高さでございます。新宿センタービルは約223メートル、新宿アイランドタワーは約189メートル、住友不動産グランドタワーは約195メートルでござ

います。

【加藤会長】 白石委員

【白石委員】 そもそも、このスカイラインなるものは、視点場を、例えば今、文京シビックセンター、東側から見ればこのような写真になるということですが、南や北側、要するに位置を変えれば、描かれているスカイラインというのは存在などしないということになります。しかも、新宿御苑から見れば突出して見えるような計画にもなっていると。都合のよい視点場を選択しているというふうになるということにすぎないと思います。文京シビックセンターの展望ラウンジを視点場にしなければいけないというような計画であったり、位置付けされているわけではないと、答弁では写真が使われて、広く一般的にここを視点場にするというふうな認識が広がっているからだと、その程度の話であって、何かここで視点場をここにしなければいけないというのは、どこにも位置付いていないと。つまり、このスカイラインをこのような右肩下がりにするような位置から見た写真を使ってスカイライン、まとまりのある、一体のあるスカイラインの形成だと、このように言っているということです。

加えて、今回、私たちに渡された提案書、このピンクの126ページに、この資料の図自体が本当にどうも疑問だなというふうに思います。提案書にスカイラインの線がありますが、計画建物の色はあえて薄くしているというふうに見えます。どうもこのスカイラインに掛かっていると、このスカイラインを超えているんじゃないかというふうに見えるということです。

実際、新宿区の景観まちづくり審議会に提出された資料を、今日持ってきましたけれども、調べてみましたが、この審議会に出された資料には西新宿の高層ビルの高さがまず書き込まれています。今お答えになった。計画建物の左隣の新宿アイランドタワー189メートル、右隣が住友不動産グランドタワーが195メートル、都庁が243メートルですね。このように、それぞれの建物の高さは、新宿の景観まちづくり審議会の資料においては、高さは書き込まれています。しかし、今回の都市計画審議会、決定機関であるこの審議会の資料には、高さは一切記載をされておりません。この高さから見ると、計画建物は隣の2つのビルと比べて30メートルは高く見えるはずですが、しかも、建物の、計画建物は2つのビルよりずっと手前にありますから、もっと大きく高く見えるはずじゃないかというふうな疑問が出てきます。

そこで、パソコンでこの図のスカイライン、赤い点線ですね。これを消してみたんです

が、そうすると計画建物はこのラインから飛び出すものになっているんです。スカイラインを事実に基づいて正確に書けばです、スカイラインを飛び出すビルになるはずなのに、都市計画審議会に出されたこの126ページの提案書の資料は、1つにはスカイラインをあえて都庁の随分上から出発をさせて右肩下がりに線を書いていると。計画建物との重なりもよく分からなく、少なくするというようなこと。

2つには、計画建物の色を薄くすることで、隣のビルとの重なりも分かりづらくなる。3つには、周辺ビルの高さをあえて書き込まないと。そうすると、目の錯覚を利用して、事実を分かりづらくしているというふうに指摘せざるを得ません。そもそも、高さも書かれていないし、このような図のところに赤い点線を引いて、赤い点線が強調されますので、あたかも右肩下がりにスカイラインが引かれているような、このような図になっているということ、私も本当に見て、ちょっと驚きました。

私たちはスカイラインの考え方に賛同するものではありませんけれども、事業者が提案するスカイラインを前提としても、計画建物はスカイラインを乱すものになっており、新宿駅西口超高層ビルや周辺建物と調和するスカイラインという説明は、そもそも破綻をしているというふうに思います。本当にスカイラインどおりにしようとするのであれば、計画建物は少なくとも30メートルぐらいは高さを下げなければならないというふうな計算になるはずだというふうに思います。決定機関である都市計画審議会の資料には、新宿区の景観まちづくり審議会では記載されている建物高さを記載せず、そして、都民を錯覚させるようなやり方で正確な事実をつかめないような説明資料になっていることは、大変問題だというふうに指摘せざるを得ません。本来なら資料を撤回し、正確なものに修正した上で出直すべきだと、あえて申し上げたいというふうに思います。

新宿駅東口にどのようなぎわいをつくっていくのかということとは重要な課題であることはよく理解できますし、劇場やライブスペースづくりなど、積極的な提案もあるというふうに私も受け止めております。そのために、これまで新宿駅東口にはなかった規模の突出した超高層ビルが果たして必要なのか。特区としなくても、基準の容積の中でこの劇場やライブスペース、しっかりとつくっていけば、ふさわしいまちづくりになるのではないかと。景観づくりはどういうものかなど、地球温暖化ガスの排出抑制の流れに逆行しないのかなど、様々な論点を見たときに、もっと丁寧な議論がまず求められているというふうに思います。

以上のことから赤坂二丁目地区及び歌舞伎町一丁目地区について、反対を表明して質

問を終わりたいというふうに思います。

【加藤会長】 青山委員

【青山委員】 3番。先ほどCO₂の増加率の話がありました。従来に比べて、試算のようですけれども1.7倍、1.4倍となるという話がありました。これは先ほどのやり取りの中にも出てきたように、当然、機能も床面積も飛躍的に増加するので、したがって、総量としては増加するのは当然だと思います。ただ、問題はこれは従来の建物に比べて、各種の省エネシステムとか材料の導入により、単位あたりは大幅に削減されているわけなので、都市全体として見た場合には、このような再開発をすることによって都市の総量を減らしていくということにつながるわけですし、しかもその、従来のこの辺りの建て方からすると全く緑地面積というのはなかったわけですし、それができるといことも考慮しなければならないわけですし、そういう意味では評価の考え方として、確かにそのCO₂を吸収して酸素を出すという機能をいかに強化していくかということは、特にこれからの技術と情報システムが高度化していく時代には、今まで以上にこれが可能になっていくので、そういったことを評価していくということは、この都市計画審議会が設置した土地利用計画の検討委員会でも、1回目に、評価の話までは出ませんでしたけど、その種の話は出ていますので、これから議論を詰めていくということは必要ではないかと思えます。

ただ、1.7倍、1.4倍になるからCO₂が増えるという論理はちょっと乱暴過ぎるのかなと、単位面積当たりと都市全体の機能更新ということを考えると、そういうふうに思えます。

それから、歌舞伎町の方のスカイラインの話なんですけど、スカイラインという形で評価するのがいいかどうかは議論があると思うし、建物高さについては非常に主観的なものがあるし、それから高い建物が美しいと思う人もいれば、それは気に食わないと言う人もいれば、これはかなり主観的な要素も出ると思うので、スカイラインという議論はまだそれほど全体的に価値観が都市計画として定まっているものではないと思います。そもそも、この126ページの文京シビックセンター自体が、非常に文京区の中で1つだけ突出した高い建物なんですけど、それゆえに文京区民がみんな嫌がっているかという、そんなこともないと思いますので、高くても受け入れられればいいというのはあると思います。

それから、歌舞伎町の場合は、やはり相当低層で連なっていて、ごちゃごちゃしていたというのがるので、やはり細くて高い建物を建てていくというのも1つの考え方ではあると、これから続けて続々と建つという考え方はないかもしれませんが、ある意味シンボ

ル的に細く高い建物があるというのは、この2,000年の都市計画の歴史ではあるので、スカイラインだけでは判断できないのではないかとことを申し上げておきたいと思います。

【加藤会長】 他に御質問、御意見がございませんようでしたら、日程第1、都市再生特別地区の案件について、採決いたします。

まず、議第7362号、赤坂二丁目地区の案件について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【加藤会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり、決定いたしました。

次に、議第7363号、歌舞伎町一丁目地区の案件について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【加藤会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり、決定いたしました。

【加藤会長】 次に、日程第2といたしまして、議第7364号及び議第7365号を一括して議題に供します。

久保田幹事の説明を求めます。

久保田幹事

【久保田幹事】 日程第2、議第7364号、品川駅西口地区地区計画の決定について、御説明いたします。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」45ページから50ページまででございます。

「議案・資料」48ページの位置図と併せて、モニター上の航空写真を御覧ください。

モニター上、赤色でお示しをしている本地区は、JR及び京浜急行本線の品川駅の西側に位置し、放射第19号線に面する約14.8ヘクタールの区域です。

本地区を含む品川駅・田町駅周辺地域における特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針では、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、多様な機能が集積する、魅力ある新拠点を形成していくことが示されています。

また、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」においては、国際交流拠点・品川の実現に向けて、品川駅前の立地特性を生かし、高度な利便性を備えたMICE、

業務、観光支援等の機能導入の誘導、既存の崖線・緑地等を生かした緑のネットワークの形成、地域交通を担う西口駅前広場の再整備等が位置付けられ、段階的な更新・強化を進めていくことが示されています。

今回、当ガイドライン等を踏まえ、まちづくりの機運が高まっている本地区について、段階的かつ一体的なまちづくりの推進により、調和のとれた複合市街地を形成するため、地区計画を定めます。

本地区に定める地区計画の内容について、御説明いたします。

「議案・資料」50ページの計画図2と併せて、モニターを御覧ください。

地区計画には、国際交流拠点の実現に向け、地区計画の目標や公共施設等の整備の方針などを位置付けるとともに、主要な公共施設として、駅前広場を位置付けます。

なお、本案件につきまして、平成30年2月21日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、2名、2団体から4通の意見書の提出がございました。

資料は、クリーム色表紙「議案・資料」の別冊「意見書の要旨」1ページから6ページまでとなります。

その他に関するものが2名、2団体から4通ございました。その他の意見のうち、都市計画に関する主な意見の概要としましては、2ページ、4段落目の「高輪台交差点から港南にかけては地権者が少ないので、先行して開始時期が早まるようであれば、それに合わせて、補助14号線との交差点から仏所護念会駐車場に至る部分の補助14号線に関しては、「先行工事着手」をお願いしたい。その際、補助14号線についても幅員の拡大、「電線の地中化」を合わせてお願いしたい。」というものです。

これに対する都の見解として、1ページ右枠の記載の1行目以降のとおり、「都と特別区等は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を公表しており、この中で補助第14号線は、平成37年度までに優先的に事業に着手する路線としている。

品川駅西口地区の西側においては、周辺地域の歩行者の安全性の強化、自動車交通の円滑な処理等を図るため、再開発等促進区の区域については、今後の段階的な開発と合わせて、補助第14号線の拡幅整備を行うこととしている。また、拡幅整備と合わせて歩道状空地の整備について検討することとしている。」。

2ページ右枠の記載の9行目以降に続きまして、「また、今後の開発と合わせて、補助第14号線の拡幅整備を行う際、無電柱化についても、本地区の関係地権者等において検討することとしている。

今後、開発計画の具体化の際には、本地区の関係地権者等において、大規模開発地区関連交通計画マニュアルに基づき、発生する交通量の予測を行い、車や人の流れについて必要な対策を講じることとしている。」というものです。

議第7364号の説明は以上です。

次に、議第7365号、豊洲地区地区計画の変更について、御説明いたします。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」51ページから72ページまででございます。

「議案・資料」68ページの位置図と併せて、モニター上の航空写真を御覧ください。

モニター上、黄色でお示しをしている本地区は、豊洲埠頭及びその東側の区域を含む約102.2ヘクタールの区域です。

本地区は、業務、商業、住宅、文化など、多様な機能の導入によるにぎわいのある魅力的な複合市街地の形成を図るため、平成5年7月に当初の地区計画を決定し、その後、地区整備計画を定め、順次、段階的な開発が進められております。

「議案・資料」69ページの計画図1と併せて、モニターを御覧ください。

今回は、モニター上、赤色でお示しをしている4-2街区及び4-3街区において、本地区地区計画の方針に沿って、整備計画が具体化したことから、地区整備計画を追加するものです。

追加する地区整備計画の内容について、御説明いたします。

「議案・資料」70ページの計画図2と併せて、モニターを御覧ください。

主要な公共施設として、交通広場を位置付けるほか、地区施設として歩道状空地、歩行者デッキなどを位置付けます。

建築物等に関する事項として、容積率の最高限度や高さの最高限度などを定めます。また、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、同法別表第2の項目にずれが生じたため、同表を参照している3-1街区等の建築物等の用途の制限について、表記上の整合を図るための変更を行います。

今回の地区整備計画の追加に合わせ、江東区において、準防火地域から防火地域への変更が行われる予定です。

なお、本件につきまして、平成30年2月21日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

日程第2の説明は以上です。

【加藤会長】 幹事の説明が終了いたしました。

それでは、日程第2につきまして、御質問、御意見がございましたら、お伺いをいたします。

【白石委員】 議長、29番

【加藤会長】 白石委員

【白石委員】 品川駅西口地区地区計画の決定について、意見表明をさせていただきたいと思います。

この品川駅西口地区地区計画の決定は、現在の品川駅西口の交通広場の廃止に伴って、第一京浜国道を挟んだ品川プリンスホテルなどがある区域に、新たに路線バスなどの交通広場を設置するというものです。また、将来的に品川プリンスホテルや京急が所有するホテルなどの区域一帯を大規模に再編するための地区計画というふうなものになっております。

そもそも交通広場の新設は、京急の地平化に伴うものであり、今年、前回の第220回都市計画審議会においても指摘をいたしましたので、この地平化する理由というのは、品川・田町駅周辺の大規模再開発計画やリニア中央新幹線の整備によるものだということです。品川・田町駅周辺の再開発では、東京ドーム134個分も入ってしまうような630ヘクタールの広大な敷地に、報道レベルではありますが、8つもの開発を集中的に行うというふうなものです。

JR東日本の開発だけで160メートル級の超高層ビルが建設され、オフィスビル5棟、マンション3棟が建設されるとの報道もされております。開発される地区で働く人の人数は、六本木ヒルズの3倍以上の10万人規模になるとの報道もあります。これほどの人口などが一気に集中すれば、今でも激しい駅の混雑や周辺の交通渋滞など、一層の環境悪化が懸念をされます。また、地区計画の範囲である品川プリンスホテルや京急所有のホテルがある区域も、これから大規模に再開発を行うことになる地区計画となります。

しかし、対象となる区域だけは指定をして、そして、どのような規模の建物なのかとか、用途はどのようなものになるのか、人口の増加、交通環境がどうなるのかなどの具体的なものは、現在では全く分からないというのが状況です。その下で、先に交通広場だけを投資計画に盛り込む、地区計画に盛り込むというふうなことは、周辺住民や都民の声が反映されずに、巨大開発の既成事実化だけが進んでしまうことになりかねないと。

よって、品川駅西口地区地区計画の決定に反対の立場を表明して、意見表明としたいというふうに思います。

【加藤会長】 他に御質問、御意見がございませんようでしたら、日程第2について、採決いたします。

まず、議第7364号、品川駅西口地区地区計画の案件について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【加藤会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議第7365号、豊洲地区地区計画の案件について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【加藤会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【加藤会長】 次に、日程第3といたしまして、議第7366号を議題に供します。

荒井幹事の説明を求めます。

【荒井幹事】 議長、荒井幹事

【加藤会長】 荒井幹事

【荒井幹事】 それでは、日程第3、議第7366号、町田都市計画道路3・3・50号小山宮下線の追加について、御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙の冊子、「議案・資料」の73ページから76ページです。

「議案・資料」74ページの位置図をお開きください。また、モニターの航空写真も併せて御覧ください。

今回、新たに追加いたします町田都市計画道路3・3・50号小山宮下線は、南多摩地域に位置しまして、町田市小山町地内の、町田3・3・36号相原鶴間線、通称町田街道との接続部を起点として、神奈川県境を終点とする、延長約210メートルの路線です。

東京都は、2020年に向けた実行プランにおいて、都県境を越えた道路ネットワークを形成し、都市間連携を強化するとともに、広域的な防災性を向上させることとしております。

南多摩地域には、骨格的な幹線道路として、南多摩尾根幹線があり、調布保谷線と接続して、埼玉県境から神奈川県方面に至る広域的な道路としての機能を担っています。しかし、現在の計画は町田街道までとなっており、神奈川県側の道路とは接続していません。

一方、近年、圏央道の開通やリニア中央新幹線神奈川県駅が橋本駅付近へ設置されることが公表されるなど、この地域を取り巻く状況が変化しております。

このため、都では、平成28年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針」等におきまして、南多摩尾根幹線と神奈川県側の都市計画道路との接続の検討を位置付け、相模原市と連携して検討を進めてきました。その結果を踏まえ、今回、町田街道から都県境まで、本路線を新たに追加するものです。

なお、都県境から神奈川県道503号宮下交差点までの区間につきましては、相模原市が相模原都市計画道路3・5・3号宮下横山台線の延伸を同時に決定する予定でございます。これによりまして、埼玉県から多摩地域を縦断し、神奈川県に至る広域的な道路ネットワークが形成されます。

続きまして、計画の内容につきまして、説明いたします。

「議案・資料」の75ページの計画図及び76ページの参考図を御覧ください。また、モニターには参考図を映しておりますので、併せて御覧ください。

本路線は、延長約210メートル、標準幅員28メートル、構造形式を地表式、車線数を4車線として計画しております。なお、交差点部につきましては、付加車線を設置するため、幅員30メートルとしております。

最後に、意見書について御説明いたします。

クリーム色表紙の冊子、「意見書の要旨」の7ページでございます。

本計画案を、平成30年2月21日から2週間、縦覧に供したところ、1通、反対についての意見書の提出がございました。

主な意見といたしましては、幅員を1メートル程度広げて自転車と車が接触しないようにしてほしい。現状の幅員では道路計画に賛成できない、との意見が出されております。

この意見に対する都の見解としましては、計画幅員は、歩行者、自転車、自動車を分離し、安全で快適な歩行者・自転車通行空間を確保することを考慮したものであるとしております。

最後に、本都市計画案に対する関係市長の意見でございますが、町田市長からは、「特に意見はありません。」との回答がございました。

日程第3、議第7366号の説明は以上でございます。

【加藤会長】 幹事の説明が終了いたしました。

それでは、日程第3につきまして、御質問、御意見がございましたらお伺いいたします。

御質問、御意見がございませんようでしたら、日程第3について、採決いたします。

議第7366号、幹線街路3・3・50号小山宮下線の案件について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【加藤会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【加藤会長】 次に、日程第4といたしまして、議第7367号を議題に供します。

荒井幹事の説明を求めます。

【荒井幹事】 議長、荒井幹事

【加藤会長】 荒井幹事

【荒井幹事】 それでは、日程第4、議第7367号、産業廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の許可について、説明いたします。

本件は、株式会社要興業鹿浜リサイクルセンターの建築に関するものでございます。

建築基準法第51条におきまして、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の新築又は増築につきまして、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものであるか、又は同条ただし書で、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合でなければならない、とされております。

本件は、このただし書の規定に基づき、株式会社要興業からの許可申請を受けて、東京都都市計画審議会に付議するものでございます。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」の79ページから83ページまででございます。

まず、「議案・資料」の80ページの位置図及び81ページの計画図を御覧ください。モニター上には航空写真を映しておりますので併せて御覧ください。

計画地は、足立区の西部、日暮里・舎人ライナーの江北駅の西約2キロメートル、環状7号線の南約200メートルに位置しております。計画地の用途地域は準工業地域でございます。

事業主体でございます株式会社要興業は、都内に7か所のリサイクルセンターを設け、主に首都圏の事業所で発生した一般廃棄物及び産業廃棄物の受入れ・破碎・圧縮などの中間処理を行っております。計画地におきましては、平成12年に、建築基準法第51条た

だし書許可を受け、廃プラスチック類及び木くずを含む金属系粗大ごみの破碎事業を開始いたしております。

今般、同社は老朽化した施設の更新に伴って敷地を拡張することから、改めて同条ただし書の許可が必要となりました。

「議案・資料」８２ページの施設配置図を御覧ください。また、モニターに航空写真を映しておりますので、併せて御覧ください。

今回の更新に当たりまして、敷地面積を現在の約０．２ヘクタールから約０．４ヘクタールに拡張いたします。施設の１日当たりの処理能力は、現在と同じく４０トンでございますが、建屋を拡大することで、作業環境の改善を図るとともに、破碎機を防音室で覆い、建屋の出入り口に高速シャッターを設置することなどにより、粉塵や騒音の発生を最大限防止し、周辺の環境に一層配慮した施設とする計画です。

「議案・資料」８３ページには、施設の完成予想図を掲載しております。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査の結果によると、施設の稼働に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないと予想されております。

日程第４の説明は以上です。

【加藤会長】 幹事の説明が終了いたしました。

日程第４につきまして、御質問、御意見がございましたらお伺いいたします。

御質問、御意見がございませんようでしたら、日程第４の案件について採決いたします。

議第７３６７号、産業廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の許可 株式会社要興業鹿浜リサイクルセンターの案件について、都市計画上支障がないとお考えの方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

【加藤会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は、都市計画上支障がないものといたします。

【加藤会長】 最後に、日程第５といたしまして、議第７３６８号を議題に供します。

久保田幹事の説明を求めます。久保田幹事

【久保田幹事】 議長、久保田幹事

【加藤会長】 久保田幹事

【久保田幹事】 日程第５、議第７３６８号、東京都景観計画の変更について、御説明

いたします。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」の85ページとなります。

線で囲った箇所、第2章第3の2、景観重要都市公園の追加指定に係る景観計画の変更を行うため、景観法第9条第2項及び第8項に基づき、都市計画審議会の意見を聴取するものでございます。

都は、平成19年に、景観法に基づき、東京都景観計画を策定し、景観基本軸などを定め、一定規模以上の建築物の建築等に対する届出制度や、景観重要公共施設の指定などにより、景観形成を図ってまいりました。

景観重要公共施設は、首都にふさわしい風格のある道路、都市の歴史や文化を生かした景観形成の核となる都市公園、地域に親しまれる河川など、良好な景観の形成に配慮した整備を行うものです。このうち、都市公園は、管理者との協議などを踏まえ、これまで日比谷公園など7公園を景観重要都市施設に指定してまいりました。

資料86ページと、モニターを御覧ください。

今回、水元公園及び小金井公園について、整備に関する事項を景観計画に定め、施設の魅力を高めてまいります。

まず、葛飾区の北部に位置する水元公園では、小合溜から引いた大小の水路が園内を走り、ポプラやメタセコイアなど水辺に生育する樹木、ハナショウブやスイレンなどの水生植物が多く見られる都内唯一の水郷の景観の保全を図ってまいります。

次に、玉川上水沿いに位置する小金井公園では、約1,700本が植栽された桜の名所となっているほか、広々とした草地、雑木林が広がる武蔵野の面影が残る景観の保全を図ってまいります。

日程第5の説明は以上です。

【加藤会長】 幹事の説明が終了いたしました。

議第7368号につきましては、景観法第9条第8項において準用する同法同条第2項に基づき、東京都景観計画を変更するに当たって、あらかじめ当審議会の意見が求められているものです。

したがって、採決の対象となるものではありませんので、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問、御意見がございましたらお伺いをいたします。

特に御意見はないようですので、議第7368号について、当審議会としては特に意見

はないものいたします。

【加藤会長】 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただきまして、誠に、ありがとうございます。
した。

なお、議事録には、私のほか、堀江委員にも御署名をお願いしたいと存じます。よろしく
お願いいたします。

これをもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時41分閉会

※本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。